

○沖縄県警察の広報活動に関する訓令

(昭和55年12月18日沖縄県警察本部訓令第20号)

改正昭和59年3月15日訓令第1号平成3年3月30日訓令第4号平成7年3月22日訓令第5号平成14年5月24日訓令第12号平成27年4月30日沖縄県警察本部訓令第8号

沖縄県警察の広報活動に関する訓令（昭和47年沖縄県警察本部訓令第39号）の全部を改正する。

(目的)

第1条 この訓令は、沖縄県警察（以下「県警察」という。）の広報活動を効果的かつ能率的に推進するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(広報活動の意義)

第2条 この訓令において、広報活動とは、県民に対し県警察の活動実態及び諸施策を正しく知らせるとともに、県民の声を広く警察運営に反映させ、警察活動に対する県民の理解と信頼を深め、その積極的な支持と協力を得るための諸活動をいう。

(広報業務)

第3条 この訓令において、広報業務とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 広報活動に必要な企画、調査及び研究
- (2) 県警察の運営方針及び活動状況の広報
- (3) 県警察に対する意見、要望、苦情、相談等の処理
- (4) 広聴会、懇談会、警察展等の開催及び世論調査等の実施
- (5) 警察音楽隊の効果的活用
- (6) 報道機関に対する発表その他の報道連絡並びに各種広報媒体の活用及びこれに対する要望への対応
- (7) 官公庁、その他関係団体との広報活動に関する連絡
- (8) 警察施設見学者の受付及び案内
- (9) 県民生活に関連の深い警察関係法令（条例等を含む。）及び月間、週間行事等の周知徹底
- (10) 県警察職員（以下「職員」という。）に対する広報活動に関する教養及び指導
- (11) 広報紙（誌）の編集及び発行
- (12) 広報資料の収集、管理及び提供
- (13) その他広報活動に必要な事項

(職員の心構え)

第4条 職員は、全て広報実施者であることを自覚し、常に公衆との良好な関係を保ち、その支持と協力を得るよう、あらゆる機会を利用して積極的に広報活動の推進に努めなければならない。

(警務部長等の任務)

第5条 警務部長は、県警察における広報活動の総合的な企画及び調整を行うものとする。

2 各部の部長又は警務部長が指名する者は、部内における広報業務について総合的な調整を

行うものとする。

(所属長等の任務)

第6条 警察本部の課、所、隊及び警察学校並びに警察署（以下「所属」という。）の長（以下「所属長」という。）は、社会情勢、県民の意向等を的確に把握して、所掌業務を通じ、新しい感覚と知識をもつて積極的かつ効果的な広報業務の推進に努めるものとする。

2 警務部広報相談課長（以下「広報相談課長」という。）は、警務部長の指揮を受け、広報活動業務についての総合企画、調査研究並びに指導、教養を行うほか、各所属に対して随時情報を通報するとともに、常に緊密な連絡を保ち、広報活動の総括に当たるものとする。

3 警務部広報相談課広報室長（以下「広報室長」という。）は、広報相談課長を補佐するとともに、報道機関に対する発表、発表の立会、報道連絡、その他の広報事務を処理するものとする。

(広報担当者)

第7条 広報業務を円滑かつ適正に推進するため、各所属（広報相談課を除く。）に広報担当者を置く。

2 広報担当者は、警察本部にあつては次席、副隊長又は副校長、警察署にあつては副署長をもつて充てる。

3 広報担当者は、常に広報室長と緊密な連絡を保ち、所属における広報業務を処理するものとする。

(広報連絡会議)

第8条 広報相談課長は、広報活動を効果的に推進するため、必要に応じて広報担当者の連絡会議を開くものとする。

2 前項の広報連絡会議において協議する事項は、おおむね次に掲げる事項とする。

(1) 広報及び広聴活動の推進方策

(2) その他広報活動に関し必要な事項

(即応体制の確立)

第9条 警察本部及び各警察署は、突発重大事件、事故等（以下「緊急事案」という。）の発生に際して直ちに対処できるようあらかじめ別に定める基準に基づく広報班を編成するとともに、広報上必要な資器材を整備するものとする。

2 前項の広報班を編成し、又は班員に異動が生じたときは、その都度、警務部広報相談課（以下「広報相談課」という。）を経由して警察本部長（以下「本部長」という。）に報告しなければならない。

(広報班の配置)

第10条 警察署長は、緊急事案の発生に際しては、直ちに広報班を現場に配置し、適切な広報活動を行うものとする。

2 本部長は、緊急事案の発生に際し必要があると認めるときは警察本部の広報班（以下「本部広報班」という。）を現地に派遣するものとする。

3 現地に派遣された本部広報班は、所轄警察署長の指揮の下に警察署広報班と連携し、広報活動を行うものとする。

(新聞投書等の取扱い)

第11条 所属長は、新聞等の投書欄にその所掌事務に関し要望、批判、苦情等が掲載された場

合は、次の各号の措置をとり、県民の理解と協力を得るように努めなければならない。

- (1) 直ちに投書の動機となつた事実の真相を調査し、その結果必要があれば適切な改善措置を行うこと。
  - (2) 警察の立場を明確にすることが県民の正しい理解を得るために必要と認める場合は、速やかに広報相談課長と調整の上、必要な措置を講ずること。
- 2 広報相談課長は、警察に関係ある新聞投書等の発見、収集、整理に努めるとともに、平素から新聞社等と良好な関係を保持して投書に対する取扱いが適切かつ円滑に行われるよう努めるものとする。

(報告)

第12条 所属長は、毎月の広報活動の結果を広報活動実施状況（別記様式）により、翌月10日までに広報相談課を経由して本部長に報告しなければならない。

2 所属長は、次の各号のいずれかに当たる場合は、速やかに広報相談課を経由して本部長に報告しなければならない。

- (1) 広報紙を発行し、又は部外広報紙を利用した場合
- (2) 特に重要と認められる広報活動の企画及びその結果
- (3) その他広報活動上の特異事項

(実施細目)

第13条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。